



- TOPICS
- 消火器の更新はされていますか？
 - 免震装置の保全(維持管理)について
 - 保全ニュースプレイバック
 - お知らせ

消火器の更新はされていますか？

消火器の規格・点検に関する省令が、平成22年12月22日に改正されています。これにより、改正後の規格に適合しない消火器は平成33年（2021年）12月31日以降、設置できなくなります。この機会に、現在設置されている消火器をご確認いただき、今後の更新計画を立てるのはいかがでしょうか。

改正の概要（規格について）

老朽化した消火器の破裂事故が発生していたことを受け、平成22年12月22日に消火器の規格や点検に関する省令が改正されました。この改正は、平成23年1月1日から施行され、旧規格の消火器は平成23年12月31日まで新規の製造・販売・設置が認められていましたが、現在はもう認められておりません。既設の旧規格の消火器については、特例期間が設けられ、平成33年（2021年）12月31日までは設置しておくことが可能となっていますが、それ以降は旧規格の消火器は設置できなくなります。なお本記事は、業務用消火器について記載しております。

新規格（図1）では、表示する必要のある事項が増えています。各製造者が任意で表示をしていた「使用時の安全な取扱いに関する事項」や「点検に関する事項」が義務となりました。また、適応する火災の表示が旧規格では文字で書かれていましたが、絵表示をすることになりました。（図2）



図1 新規格消火器



図2 適応する火災の絵表示の例

改正の概要（点検について）

消火器が長期間に渡り点検せず設置されていることが、事故の原因とも考えられ、点検についても改正が行われています。防火対象物では、乙種第6類消防設備士又は第1種消防設備点検資格者の有資格者が、点検を行う必要があります。

・外形点検

6か月に1回以上、消火器の外観に腐食や破損等がないか、全数点検を行う。

・内部及び機能の点検

蓄圧式消火器：製造年から5年を経過後（製造後6年目以降）から点検を開始する。

加圧式消火器：製造年から3年を経過後（製造後4年目以降）から点検を開始する。

点検開始後は6か月ごとに抜取り検査（点検開始から5年は10%抜取りで5年後に全数実施、以後は20%抜取りで2.5年ごとに全数実施）を行う。

※外形点検において、異常が認められたものも行う必要があります。

・耐圧性能点検（水圧試験）

消火器の製造年から10年を経過後（製造後11年目以降）から、点検を開始する。

点検開始後は3年ごとに全数検査を行う。

※外形点検において腐食等が認められたものについても行う必要があります。

リサイクルシールについて

リサイクルシールの変更は、見た目に分かりやすいものです。

消火器を廃棄する場合に、リサイクルシール（図3）を貼付けることが必要となりました。新規格で製造された消火器は、リサイクルシールが貼られた状態で売られています。処分の際は、お近くの販売代理店にお問い合わせください。



図3 リサイクルシール

おわりに

消火器は皆さんの身近にあります。あまり気せず設置していることが多いと思います。もし消火器の規格等を把握していない場合は、改めて確認されることをお勧めします。

免震装置の保全(維持管理)について

免震構造について

大地震時の大きな揺れ自体を低減することができる免震構造は、被災後も業務継続が可能な建物の構造として、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保を図る必要がある一部の官庁施設に採用されております。このような免震建物は、新築の設計時に採用されるだけでなく、免震レトロフィットと呼ばれる免震改修として、採用されることも多くなってきています。免震レトロフィットは工事後も建物の使い勝手の変更が少なく、建物を使用しながら工事が実施できることが特徴です。



■免震装置 (アイソレータ)

建物を支え、地震時に水平方向に大きく揺れることで、建物に地震の揺れが伝わらないようにする役目をもっています。



■減衰装置 (ダンパー)

アイソレータだけでは地震の揺れをとめることはできないので、ダンパーでこの揺れを抑える働きをします。写真のダンパーは、オイルの粘性を利用したオイルダンパーと呼ばれる装置です。

免震装置の維持管理について

通常の建物と異なり、「免震建物点検技術者」の資格者が以下に示す所定の点検を行い、設計で採用した性能を維持できているかを確認します。

■点検種別

定期点検：定期的に異常が無いかを検出する目的です。

1年ごとに目視により免震層を見回ります。

建物竣工後5年、10年、20年に計測を含めた総合的な点検です。

応急点検：地震（震度5弱以上）、強風、水害及び火災の影響が免震層に及んだ場合は、災害直後に目視を中心とした見回りを行います。

詳細点検：定期点検、応急点検で免震装置に異常が認められた場合、計測を含めた詳細な点検を行います。

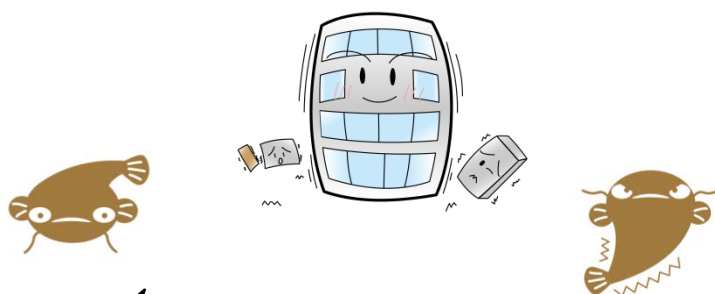
■点検項目

免震装置：損傷、発錆の有無、障害物の有無、経常の変化・・・目視確認
鉛直変形、水平変形、クリアランス量・・・測定

※目視確認箇所は免震部材、免震層外周部、設備配管配線可撓部

※注意

- ・免震層は物置等として利用しないでください。地震時に正常な挙動を妨げる可能性があります。また、関係法令に違反する可能性もあります。
- ・建物周囲に車両、植木ポット等を置かないでください。地震時に建物が大きく揺れ、破損する危険があります。
- ・免震装置は火気厳禁です。また、立ち入りの際には管理者または許可を得た者のみとしてください。



6月に大阪、9月に北海道と大きな地震が続いています。職場での地震被害で最も多く見られる、オフィス家具の転倒に関する記事が、東北地方整備局の「保全ニュースとうほく」で取り上げられています。

平成23年の東日本大震災での被災状況を踏まえ、家具類の転倒防止等の安全対策やチェックリストが紹介されています。地震に備え参考にしてみてください。

東北地方整備局HP

保全ニュースとうほく 125号

～オフィス家具・什器類における転倒防止等の安全対策について～

<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/hozen/chie/print/tt-tento.pdf>

お知らせ

○ 建築保全業務共通仕様書、建築保全業務積算基準、建築保全業務積算要領が改定されました

建築保全業務の外部委託を行う際にご利用いただいております、建築保全業務共通仕様書、建築保全業務積算基準、建築保全業務積算要領が5年ぶりに改定されました。詳しくは、国土交通省HPで公開しております。

国土交通省HP

適切仕様・適正価格による建築保全業務の発注に向けて

～建築保全業務の共通仕様書と積算基準を改定～

http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen03_hh_000039.html

編集事務局

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全企画係
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357

ご案内

保全に関して

ご不明な点、ご要望等がありましたら、管轄の営繕事務所に、お尋ねください。

関東地方整備局営繕部

保全指導・監督室 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/index.html> 048-600-1357

東京第一営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/> 03-3363-2694

東京第二営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/> 03-3531-6550

甲武営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/koubuez/> 042-529-0011

宇都宮営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiyaez/> 028-634-4271

横浜営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/> 045-681-8104

長野営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/> 026-235-3481

建築物等で保全に関する事故・故障等が発生した場合

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら

関東地方整備局営繕部 調整課に、報告願います。

連絡先: Tel:048-600-1355 E-mail: eizen-jiko@mlit.go.jp